

# 豊岡市子どもの野生復帰（成人対象体験プログラム）実施業務委託仕様書

## 1 業務名

豊岡市子どもの野生復帰（成人対象体験プログラム）実施業務

## 2 委託期間

契約締結日から平成 32（2020）年 3 月 19 日まで

## 3 事業目的

豊岡市内の子どもたちを対象に、自然体験によって醸成される心身の鍛錬・躍動、磨かれる感性、地域への愛着、共生の精神をより深め、地域の自然・文化・伝統を学ぶ、豊岡のフィールドでの野外体験プログラムを実施し、ふるさと豊岡を愛し、夢の実現に向け挑戦する子どもたちを育成する。

## 4 業務内容

生活環境の変化などにより、幼少期における野外での自然体験機会は著しく縮小しており、子どものみならず親世代においても自然との付き合い方に関する知識・体験が乏しく、子世代に自然の中での遊び方や体験のしかたを教えることが困難になっている。

子どもたちへの育成者となる保護者や若者を対象に、自然体験活動の魅力を体感し、さらに子どもの体験機会づくりの必要性の認識と知識・技術の習得のため、子どもの野生復帰事業成人対象体験プログラムを実施する。

プログラムの名称は、子どもの野生復帰事業「キッズワイルド 2019」成人対象体験プログラムとする。

### (1) 本事業による目指す子どもの姿

- ア 豊岡の魅力をよく知っている子ども
- イ ふるさと豊岡を愛する子ども
- ウ 挑戦心を持った子ども

### (2) 対 象

豊岡市内在住の成人

### (3) 募集定員

20 名程度×4 回

### (4) 野外体験プログラム実施期間

平成 31（2019）年 5 月以降から平成 32（2020）年 3 月まで

### (5) 野外体験プログラムの実施内容

#### ア 効果的な野外体験プログラムの企画

- ① 本事業の目的、効果に対して有効であり、対象者に適応したプログラムを設定する。
- ② 設定プログラム数は4回以上、各定員は20名程度とし、プログラム毎に単発での募集を行う。
- ③ 設定プログラムでは、自然体験が子どもの成長に及ぼす効果と必要性についての知識を習得するため、座学講習を1回以上行うこと。
- ④ プログラムの実施場所は豊岡市内に限定する。
- ⑤ プログラムの実施に際し、行政機関等の許可、協議が必要な場合は、受託者にて必要な手続きをとる。
- ⑥ プログラム実施に際し、必要な機具・資材・物品等の手配、費用負担は全て受託者で行う。

#### イ 適正な業務運営管理

- ① 参加者の募集、決定、通知、名簿管理を行う。
- ② 参加者へは必要な通知・連絡を適時行う。
- ③ 参加料は参加者1名につき1回/1,000円とし参加者から徴収し豊岡市へ納入する。
- ④ 業務の進捗状況について、適宜、豊岡市に報告を行う。

#### ウ 現場安全性の確保

- ① プログラムの実施に際しては、安全面に十分に配慮し、適正人数のスタッフ体制を整え、現場管理者を設置し、参加者の安全性の確保に努めること。
- ② 「スタッフ体制表」を作成する。
- ③ 「緊急時連絡体制表」を作成する。(行政機関(警察、消防、豊岡市)、医療機関、保護者等)
- ④ 参加者の保険加入を必須とする。  
補償内容は、1名につき、死亡・後遺障害：5,000千円 入院日額：2,000円 通院日額：1,000円 賠償責任：10,000千円を基準とする。
- ⑤ 参加者から免責同意書の提出を受ける。

#### エ 地元との連携

- ① 実施場所である地元関係者との事前協議による同意と周知徹底を適正に行う。
- ② 地域の関係者との連携を図り、円滑な事業運営を図ること。

#### オ 実績報告書の提出

- ① 事業の実績及び効果を取りまとめ資料にて報告すること。
- ② 報告は可能な限り数値データを用い定量的に説明すること。

## 5 その他

### (1) 委託者の協力業務

#### ア 事業周知の協力

対象者への事業周知のため、小中学校等への募集案内、市広報、市ホームページ等による情報発信を行う。

イ 業務実施において、公共施設を利用する場合の使用料について減免規定等の定めがある場合は、協議及び必要な手続きにより適用することが可能とする。

ウ その他、必要な情報提供を行う。

(2) その他

ア 委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については別途協議の上決定する。

イ 業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、豊岡市個人情報保護条例に基づき、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。

## 6 契約

(1) 委託契約の締結

選定された候補者については、業務内容、その他必要事項について市と協議を行い、委託契約を締結する。なお、実際の契約金額は、必ずしも見積額と一致するものではない。

(2) 留意事項

ア 契約締結に関する協議において委託することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しないことがある。その場合において業務受託準備のために支出した費用については補償しない。

イ 契約後において、業務運営の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他業務を継続することができないとき、又は不相当と認められるときは、業務委託を取り消し、又は停止することがある。

ウ 委託の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止したことによって損害が生じた場合においても、その賠償の責めは負わない。